

議案第 8 4 号

大口町暴力団排除条例の一部改正について

大口町暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、個人情報保護法等の改正等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町暴力団排除条例の一部を改正する条例

大口町暴力団排除条例（平成２４年大口町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「大口町個人情報保護条例（平成１６年大口町条例第１７号）第２条第１号に規定する実施機関」を「大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大口町条例第 号）第２条第１項に規定する町の機関及び議会」に、「大口町個人情報保護条例第２条第２号」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項」に改め、同条第２項中「大口町個人情報保護条例第１３条」を「個人情報保護法第７０条」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

大口町暴力団排除条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(個人情報の収集及び提供) 第 1 1 条 <u>大口町個人情報の保護に関する法律施行条例</u> (令和 4 年大口町条例第 号) 第 2 条第 1 項に規定する町の機関及び議会 (以下「実施機関」という。) は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として必要となる個人情報 (<u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。) を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。 2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>個人情報保護法第 7 0 条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係行政機関へ提供することができる。 3 略	(個人情報の収集及び提供) 第 1 1 条 <u>大口町個人情報保護条例</u> (平成 1 6 年大口町条例第 1 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する実施機関 (以下「実施機関」という。) は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として必要となる個人情報 (<u>大口町個人情報保護条例第 2 条第 2 号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。) を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。 2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>大口町個人情報保護条例第 1 3 条</u>に規定する制限を付し、前項の規定により収集した個人情報のうち実施機関が必要と認めるものを警察署その他の関係行政機関へ提供することができる。 3 略

改 正 要 旨

1 改正理由

令和５年４月１日に施行される個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の大口町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は廃止することとなり、新たに大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）が制定されることとなりました。この改正は、旧条例を引用している条文を整理するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

個人情報の収集を行う町の実施機関について、新条例を引用するよう改正しています。また、個人情報の定義について、個人情報保護法を引用するよう改正しています。（第１１条第１項関係）

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について、個人情報保護法を引用するよう改正しています。（第１１条第２項関係）

3 施行期日

令和５年４月１日から施行します。